

# 新たな医療提供体制等の整備

## 1 感染者急増時の基本的な考え方

- 国の通知(令和3年3月24日付け事務連絡)に基づき、医療提供体制を強化
- 病床がひっ迫し一般医療を相当程度制限しながらコロナ患者に対応する状況を想定
- 真に入院が必要な状態の患者を入院させるため、入院基準を変更
- 患者数の急増に伴い、宿泊療養者及び自宅療養者が大幅に増加することを想定

## 2 医療提供体制の具体的な検討

- 県最大新規感染者数 582人(1月16日)の2倍の人数を想定

入院病床 <b>1,619床</b>
・ コロナ病床確保に応じた病床確保料の増額
宿泊療養 <b>2,523室</b>
・ 宿泊療養施設の更なる確保
・ 包括委託導入による稼働率の向上
自宅療養 <b>4,625人</b>
・ 健康観察業務を外部に委託、保健所は積極的疫学調査に注力
・ 有症状者に対しては、必要に応じ電話診療などを行う

## 3 病床確保計画の見直し

- フェーズⅣ(最大確保病床)の上乗せ 及び『感染者急増時』の設定

変更前

	フェーズⅠ	フェーズⅡ	フェーズⅢ	フェーズⅣ
病床数合計	140	600	1,000	1,400
重症	20	90	150	200
その他	120	510	850	1,200



変更後

	フェーズⅠ	フェーズⅡ	フェーズⅢ	フェーズⅣ	感染者急増時
病床数合計	140	600	1,000	1,643	1,667
重症	20	90	150	162	201
その他	120	510	850	1,481	1,466

## 4 宿泊療養施設の確保計画の見直し

- 宿泊療養施設の更なる確保 ⇒ 確保計画の変更

変更前

	フェーズⅠ	フェーズⅡ	フェーズⅢ
受入室数合計	522	1,045	1,450
移行要件	-	宿泊療養者 150人以上	宿泊療養者 300人以上



変更後

	フェーズⅠ	フェーズⅡ	フェーズⅢ	フェーズⅣ	感染者急増時
受入室数合計	522	1,045	1,450	1,986	2,523
移行要件	-	宿泊療養者 150人以上	宿泊療養者 300人以上	宿泊療養者 450人以上	※

※病床の確保における「感染者急増時」の体制への移行に合わせて移行できるように、確保に努める。

## 5 宿泊療養者・自宅療養者への医療提供体制の強化

- 自宅療養者のうち軽症者等の健康観察業務を、診療・検査医療機関等のかかりつけ医に委託。それ以外の自宅療養者の健康観察業務は、新設する埼玉県宿泊・自宅療養者支援センターに委託し、保健所は積極的疫学調査等に注力
- 宿泊療養者・自宅療養者に対する健康観察の結果、必要に応じて、診療・検査医療機関等が電話診療等を行い、療養期間中の安全性を向上

**診療・検査医療機関等かかりつけ医**

- ・軽症またはリスク要因のある患者に対する1日2回の健康観察
- ・必要に応じた電話診療等や薬の処方



**埼玉県宿泊・自宅療養者支援センター**

- ・無症状かつリスク要因のない自宅療養者に対する1日2回の健康観察
- ・体調不良者等の相談受付(24時間対応)
- ・症状が悪化した患者を診療・検査医療機関に取り次ぎ